

# 個人情報保護制度とは

## 個人情報保護の必要性と条例改正

高度情報通信社会の進展を背景に

行政機関や民間事業者が、迅速できめ細かな各種サービスを提供するためには、「個人情報」の収集・利用等は欠くことのできないものになっています。

しかし、その一方で、不適正な取扱いや管理による個人情報の流出・漏えいなど個人のプライバシーが侵害されるといった事例が行政・民間を通じて多発しています。

個人情報保護条例の改正

このような状況を踏まえ、平成 11 年制定の個人情報保護条例を全部改正し、平成 17 年 4 月 1 日から施行しました。そこでは、実施機関（注）が保有する個人情報の取扱いについての利用停止請求権や職員等による違法な取扱いに対する罰則規定などを新たに設け、個人情報の適正な取扱いを一層充実することとしました。また、平成 27 年の個人情報保護法改正に伴い、全ての事業者が個人情報保護法が適用されるようになったこと等を踏まえ、平成 29 年に条例を一部改正しました。

注）実施機関とは、知事や教育委員会などの県の機関をいいます。

## 香川県の個人情報保護条例では

★実施機関が個人情報の適正な取扱いを行うための基本的なルールを定めています。

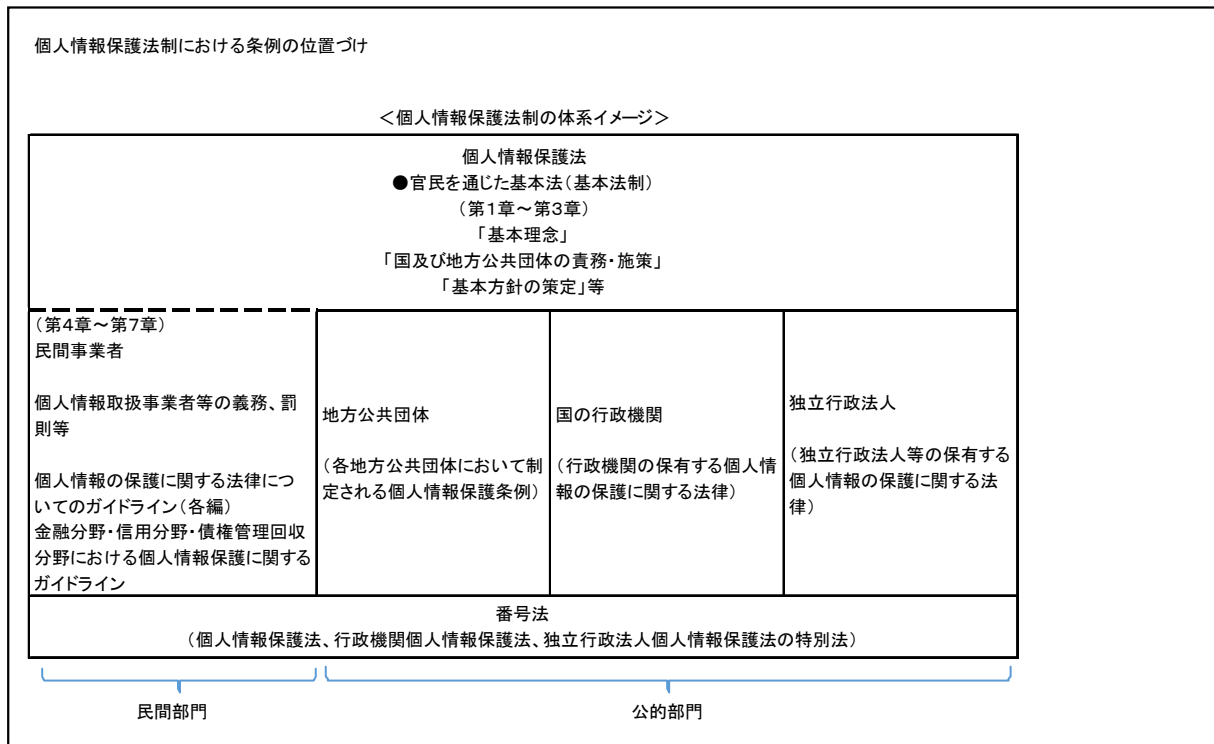
★実施機関が保有する個人情報について、県民の皆さんが、自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求をする権利を保障しています。

※個人情報とは

個人についての情報で、本人を特定できる全ての情報を言います。また、それだけでは本人を特定できない情報であっても、他の情報と照らし合わせることで特定することができる情報も含まれます（氏名、住所、所得、健康状態、学歴など）

## 個人情報保護法制の体系イメージ

個人情報保護制度は、官民を通じた基本的部分を定めた個人情報保護法と、各部門ごとに個別に定められた法律又は条例によって構成されています。



## 県が取り扱う個人情報の保護対策

県の実施機関では、個人情報を次のように取り扱います。例外的な取扱いをする必要がある場合は、香川県個人情報保護審議会（学識経験者等で構成する第三者機関）の意見を聴くなど慎重に取り扱います。

### 個人情報取扱事務の公表

どのような事務で、どういう目的で、どのような個人情報を取り扱っているかなどについて、「個人情報取扱事務登録簿」に登録して、明らかにします。

なお、この登録簿は、県民室又はお近くの県民センターでご覧になれます。

### 個人情報の適正な収集

個人情報を収集するときは、利用目的を明示し、その個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により本人から収集することを原則とします。

また、思想、信条、信教や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報とは原則として収集しません。

## 個人情報の利用・提供の制限

収集した個人情報は、事務の目的の範囲内で利用又は提供することを原則とし、その目的以外の事務で利用したり、他の機関へ提供したりしません。

## 個人情報の適正な管理

事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確で最新なものに保つよう努めるとともに、個人情報が漏れたり、滅失したりしないよう安全確保の措置を講じます。

また、保有する必要のなくなった個人情報は、确实かつ速やかに廃棄し、又は消去します。

## 苦情の処理

個人情報の取扱いについて苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めます。

また、苦情の処理を行うため必要があると認めるときは、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いて処理を行います。

## 罰則

職員（職員であった者を含む。）などが、個人情報を不正に提供した場合などには、刑罰が科せられます。

## **個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利**

自分の個人情報を確認できます。

## 開示請求権

どなたでも、実施機関が保有している自己の個人情報の開示を請求することができます。

この場合、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど本人であることを証明する書類

が必要です。

## 簡易な開示

県が実施している特定の資格試験や採用試験の結果については、定められた場所で口頭で請求すれば、一定の期間に限り、その場でお見せします。この場合にも本人であることを証明する書類が必要です。

(例) 行政書士試験、県立高等学校入学者選抜試験、県職員採用試験など

## 訂正請求権

どなたでも、開示を受けた自己に関する情報の内容が事実でないと思われるときは、その訂正、追加、削除の請求をすることができます。この場合、本人であることを証明する書類が必要です。その際、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければなりません。

## 利用停止請求権

どなたでも、開示を受けた自己の個人情報が、適正な収集や利用・提供の規定に違反して取り扱われていると思われるときは、その個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。この場合、本人であることを証明する書類が必要です。

偽りその他不正の手段により開示を受けた者は、5万円以下の過料に処せられます。

## 開示請求等の手続き

### 請求書の提出

窓口で開示請求書を提出してください。マイナンバーカード、運転免許証など本人であることを証明する書類の提示が必要です。



### 開示の決定

実施機関は、開示請求を受けた日から原則として15日以内に開示するかどうかの決定をします



(訂正・利用停止請求に対しては、原則 30 日以内に決定します。)

## 決定内容の通知

実施機関の決定内容は文書でお知らせします。



## 開示の実施

開示、一部開示の場合、窓口で個人情報を開示します（マイナンバーカード、運転免許証など本人であることを証明する書類の提示が必要です。).

※第三者に関する情報が含まれる場合など、全ての個人情報を開示できない場合があります。



### <決定内容に不服がある場合>

#### 審査請求

実施機関の不開示決定等に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、香川県個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して開示するかしないかを改めて決定します。

訂正しない旨の決定、利用を停止しない旨の決定についても、同様です。

### <開示された個人情報に関して>

#### 訂正請求・利用停止請求

開示を受けた個人情報の内容が事実と違う場合や自分の情報が適正に取り扱われていないと思われるときは、訂正請求や利用停止請求を行うことができます。

## 個人情報保護制度 Q & A

<Q 1> 個人情報の開示請求は、本人しか請求できないのですか。

<A> 本人が請求するのが原則ですが、未成年者や成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。また、保有特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）については、本人の委任による代理人も請求できます。

また、死者の個人情報については、次の遺族の方が請求できます。

死亡した者の配偶者（内縁を含む）及び2親等内の血族

上記の者がいない場合は、3親等内の親族



<Q6> 県の事務を外部に委託した場合に、受託事業者（受託者）から個人情報漏れることはないのですか。

<A> 県が事務を委託するときは、契約書の中で、受託者が講ずべき安全確保の措置を明らかにします。受託者は、契約に定められている安全確保の措置を講ずる義務があり、受託事務従事者（従事していた者を含む。）には守秘義務が課せられています。

また、受託事務従事者が個人情報を不正に提供した場合などには、刑罰が科せられます。

## 事業者が取り扱う個人情報の保護対策

### 事業者とは・・・

個人情報を取り扱う法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く）及び事業を営む個人をいいます。

全ての事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を行い、個人情報の適正な取扱いに努めなければなりません。

平成27年9月9日に公布された改正個人情報保護法が施行（平成29年5月30日）されるまでは、事業者のうち個人情報の取扱件数が1日あたり5,000件を超える事業者だけが、「個人情報取扱事業者」として個人情報保護法の適用を受け、取扱件数が5,000件以下の事業者は「特定事業者」として条例の適用を受けていました。しかし、改正法の施行日以後は、全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることになりました。

### 個人情報取扱事業者

個人情報をコンピューター等を用いて検索できるように体系的に構成した個人情報データベース等を事業活動に利用している事業者

### <苦情の処理のあっせん等>

個人情報に関する苦情については、事業者自身の取組みにより解決することが基本ですが、知事は、個人と事業者との間に生じたトラブルが適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等を行います。

知事は、必要に応じて事業者などに対し、苦情の処理に関し必要な事項を聴取することができます。